

令和3年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

項番	変更後	変更前	変更理由
別記1	別記1	別記1	
第3条	第3条	第3条	
	<p>(委託研究開発費の概算払い)</p> <p>第3条 甲は、乙が希望し甲が認める場合には、委託期間中に、「契約項目(4) 当事業年度における委託研究開発費」の金額(以下「当該事業年度における委託研究開発費の上限額」という。)の範囲内で、委託業務の実施に要する経費を、次項に定めるこの請求に応じて、乙に支払うものとする(以下、かかる支払いを「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、当該事業年度における委託研究開発費の上限額の範囲内で、事務処理説明書に従って、一回ないし数回に分けて概算払いを請求することができるものとし、概算払いを請求するときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により行うものとする。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に30%を上限とした甲が認めた間接経費割合を乗じた額を超えてはならないものとする。</p> <p>3 甲は、前項の定めに従った乙の請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究開発費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、契約項目(4) 当事業年度における委託研究開発費の金額に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p>	<p>概算払いの定義を第一項として追記</p> <p>概算払い時における支払い遅延利息に関する記述を削除</p>
第12条の2	第12条の2	第12条の2	
	<p>甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED研究データ利活用に係るガイドラインに従った取扱いを行う。</p> <p>2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。ただし、AMED研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法等」という)に定める個人情報及び匿名加工情報並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定める非識別加工情報(以下「個人情報等」という)を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</p> <p>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p>甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、甲が別途公表するデータに関するガイドラインに従った取扱いを行う。</p> <p>2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。但し、甲が別途公表するデータに関するガイドライン上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法等」という)に定める個人情報または匿名加工情報(以下「個人情報等」という)を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</p> <p>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p>取扱いのためのガイドラインを具体的に記載</p> <p>明示が必要な個人情報データの説明を追加</p>

令和3年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

項番	変更後	変更前	変更理由
第18条の2第9項	甲が第2項第2号の検査を行うことができる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。	第18条の2第9項	
		甲が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。	研究開発終了以降、5年間にわたり検査できる検査の種類を特定す
第18条の3	第18条の3	第18条の3	
<p>(額の確定と精算)</p> <p>第18条の3 甲は、第18条の2の検査の結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めたとのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し、<u>(以下、当該確定した額を「確定額」という。)</u>、乙に通知する。</p> <p><u>2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により確定額の支払いを甲に請求するものとする。ただし、乙が第3条に定める概算払いを受けている場合には、確定額が当該概算払いの額を超過する場合に限り、その超過金額の支払いを甲に請求するものとする。</u></p> <p><u>3 甲は、前項の定めに従った請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。</u></p> <p><u>4 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に準じて算定した金額を利息として支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</u></p> <p><u>5 乙は、第3条に定める概算払いを受けている場合において、当該概算払いの額が確定額を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。</u></p> <p><u>6 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。</u></p>	<p>(額の確定)</p> <p>第18条の3 甲は、第18条の2の検査の結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めたとのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し、乙に通知する。</p>	<p>精算払に関する定義等を新設する。なお、AMEDが精算払いを行う際の遅延利息に関しては、具体的な率（現行5%）を記載する形態から、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に自動的に連動する形態に変更</p> <p>額の確定に伴い研究機関がAMEDへ資金の返還を行う際の遅延利息の記述の一部変更</p>	